

【重要】

外国人留学生の新規入国に関して、高等学校等の受入責任者の管理の下、文部科学省へ申請書等を提出し、事前の審査を経ることにより入国が認められることになりました。

事務連絡
令和3年11月5日

各都道府県教育委員会指導事務担当課
各指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

高等学校等における私費外国人留学生の入国再開について（周知）

平素より高校生の国際交流の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全ての国・地域から我が国への外国人の新規入国を原則一時停止しており、大部分の外国人留学生は新規入国できない状況です。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置に関する見直しが行われ、「水際対策に係る新たな措置（19）」のとおり、外国人留学生の新規入国について、受入責任者（留学生を受け入れる義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部。以下「高等学校等」という。）から業所管省庁（高等学校等で受け入れる外国人留学生については文部科学省。）へ提出した誓約書等を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、段階的に入国が認められることになりました。この措置の実施に当たって、受入責任者から業所管省庁への申請の受付を、令和3年11月8日（月）から開始することになりました。

この措置は、業所管省庁において、受入責任者からの当該外国人の新規入国の要請について、当該所管省庁の責任において、実効性のある防疫措置の審査や、受入責任者及び入国者において必要な防疫措置が確保されることを前提として、全ての長期間の滞在者を対象に、公益性の観点から「特段の事情」がある者として新規入

国を認めることとしたものです。

外国人留学生を受け入れる高等学校等は、受入責任者として「水際対策強化に係る新たな措置（19）」に沿って手続きする必要があります。受入れに当たっての実施要領は「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」（内閣官房副長官補室、法務省、外務省、厚生労働省）（令和3年11月5日）のとおりですので、各高等学校等におかれては、当該実施要領をよく御確認ください。また、申請に当たって必要な事項や、受入責任者に求められる対応のポイントを下記のとおりまとめましたので、確実な実施をお願いします。申請した内容に違反した場合は、受入責任者の学校名を公表しますので御注意ください。

水際対策の情報については、【関連リンク先】などにより必ず最新の情報を入手するようにしてください。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、必要に応じて義務教育諸学校所管課にも御転送くださいますよう、お願いします。

記

1. 申請手続から隔離期間終了までに必要な事項

(1) 申請手続等 [様式等は文部科学省のホームページに掲載]

①新型コロナウイルス感染症対策責任者の設置

留学生を受け入れる義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）は、受入責任者として、入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理の責任を負うこととなります。まず、必ず「誓約書（入国者・受入責任者）」（様式2）を確認してください。誓約書に定める誓約事項を遵守するとともに、高等学校等に、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や陽性者発生時の対応を行う新型コロナウイルス感染症対策責任者を置いてください。

②申請の対象となる外国人の要件

- ア 留学の査証による入国者であること
- イ 有効な在留資格認定証明書が交付されていること
- ウ 留学生が入学する高等学校等の受入責任者がいること
- エ 出入国在留管理庁による本年の教育機関の選定において「適正校」又は「新規校」である旨の通知を受けた教育機関が受け入れる者であること
(※高等学校等については本要件は除く。)
- オ 指定した期間内に在留資格認定証明書が交付された者であること
(「⑤申請可能時期」を参照)

③申請資料

- ア 申請書(様式1)
- イ 誓約書(入国者、受入責任者)(様式2)
- ウ 活動計画書(様式3)
- エ 入国者リスト(様式4)
- オ 入国者のパスポートの写し
- カ ワクチン接種証明書の写し(待機期間の短縮を希望する入国者のみ)
※留学生の場合、ワクチン接種証明書による待機期間の短縮は可能です。
(「3. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の待機期間の短縮」参照)
- キ 有効な在留資格認定証明書の写し

④申請方法

- ア 本制度を活用しようとする受入責任者は、下記の提出先に上記③の書類を送付して申請してください。
- イ 上記アの提出書類のうち、入国者リスト(様式4)の入力済みデータを電子メールに添付して下記のメールアドレスに送付してください。
なお、メール件名には受入責任者名を記載してください。
- ウ 申請に当たっての具体的な留意事項については、文部科学省ホームページに掲載予定です。
(申請書類送付先)
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 水際対策PT 宛て
(メール送付先)
mext-nyukoku@mext.go.jp
※上記メールアドレスに送付された質問等には回答できませんので、御承知おきください。

⑤申請可能時期

入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内である場合に本措置の申請が可能です。

令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年3月31日

令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年9月30日

令和4年 1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年3月31日

※令和4年2月以降の利用対象者は、実施状況等を踏まえつつ決定します。

※利用対象者とは、当該月に業所管省庁に対して申請できる者をいいます。

なお、在留資格認定証明書の再申請に伴い、当初入学予定時期に交付された在留資格認定証明書と現在所持している在留資格認定証明書の作成日が異なる場合は、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が上記に定める期間内であれば、条件を満たしているとみなします。この場合、提出する有効な在留資格認定証明書の写しの上欄に、再交付前の在留資格認定証明書の作成日・番号を付記してください。

提出された申請書類を当省で審査し、入国者を適切に受入れ可能であることが認められる場合に、審査済証を交付します。

(2) 受入時に実施する事項

入国時及び入国後は、水際措置に係る新たな措置(19)実施要領に記載のとおり所定の手続を実施してください。

(3) 入国後の感染症対策の徹底

入国後の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点では、入国後の感染症対策も重要です。各高等学校等におかれては、改めて以下の事項に留意した上で、適切な感染予防策や医療機関へのアクセス等の基本的な情報が行き渡るよう、外国人留学生への配慮をお願いします。

- i) 日本への入国に当たり、日本国内での防疫措置の内容等について、予め十分に情報提供し、周知を図ってください。
- ii) 「3つの密」の回避や手洗い、マスクの着用、換気の徹底等の基本的な感染予防対策など、新型コロナウイルス感染症の予防に資する情報について、厚生労働省ホームページ (<https://www.covid19-info.jp/>) 等に掲載している情報提供ツールなどを積極的に御活用いただきながら、母国語や、多言語・やさしい日本語による情報発信や周知の徹底に努めてください。
- iii) 外国人留学生のきめ細やかな相談に応じるため、多言語で対応している既存の相談窓口も積極的に活用していただき、不安解消に努めてください (FRESC ヘルプデスク <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>) 。

(4) 適用時期

「水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領」の内容は、令和3年11月8日午前10時に受付を行うものから適用します。

2. 関連ホームページの立ち上げ及び説明会の実施

今般、新たな措置を実施することにもない、文部科学省ホームページに、申請に必要な様式等を掲載しますので、【関連リンク先】にて確認してください。

また、今回の措置について、以下の日時で関係団体向けにオンライン説明会を実施予定です。各自治体担当者及び高等学校等におかれては傍聴が可能です。当日視聴できなかった場合でも、文部科学省ホームページに資料等を順次掲載予定ですので随時御確認ください。説明会の視聴方法は以下のとおりです。

【日時】11月8日(月) 14時～(1時間程度)

【視聴方法】YouTube : <https://youtu.be/WpSFnhH0NSs>

3. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の待機期間の短縮

条件を満たすワクチン接種者については、入国後10日以降の検査を条件に自宅待機期間の短縮が認められます。

入国後10日目以降の自宅待機期間の短縮を希望する場合は、申請時に、日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書の写しを文部科学省に提出する必要があります。また、検疫での審査のため、入国時もワクチン接種証明書の持参が必要になります。有効なワクチン接種証明書については、【関連リンク先】にて確認してください。入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査(PCR検査又は抗原定量検査)の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機は求められません。入国後10日目以降の検査が未実施の場合は、入国後14日目までの自宅待機が求められます。

4. 誓約に違反した場合の対応

入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合は、助言・指導等の是正措置を講じることとし、必要に応じて、受入責任者に実地検査を実施します。

また、違反が悪質な場合には、当該手続における以後の申請を受け付けないこととして、必要に応じて受入責任者の学校名を公表します。

5. その他の留意事項

(1) 推奨する入国時期

日本への入国は、月曜日から木曜日の期間が、混雑が少ないと見込まれます。

なお、当面の間、入国者の総数に一定の制限がありますので、業所管省庁の審査済の者であっても、入国予定日に入国できない場合があります。

(2) 「留学」の在留資格によらない3か月以下の「短期滞在」について(高等学校間交流等による外国人留学生受入れ等)

「短期滞在」による受入れの場合、「留学」による受入れと同様、高等学校等の受入責任者の管理の下、文部科学省へ申請書等を提出し、事前に審査を経ることにより入国が認められます。詳細はホームページで確認してください。

(3) いわゆる「特定活動」

「水際対策強化に係る新たな措置(19)」の「1」にある、受入責任者の管理の下で、ワクチン接種証明書保持者に対して、入国後最短で4日目以降に活動計画書の記載に沿った活動を認める措置については、「留学」の在留資格による入国の場合は適用しません。

【関連リンク先】

○文部科学省ホームページ

「日本への入国申請(受入機関の皆様)」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html)

○厚生労働省「水際対策強化に係る新たな措置(19)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

○ワクチン接種証明書の「写し」の提出について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)

○外務省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

○厚生労働省ホームページ

「水際対策に係る新たな措置について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

「日本へ入国・帰国した皆さまへ「14日間の待機期間中」のルール」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00263.html)

○出入国在留管理庁ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

(https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

※上記は更新・変更されることがありますので、必ずホームページ等で確認してください。

<問合せ先>

文部科学省水際対策PT

電話：03-5253-4111(代表)

中長期滞在(留学生等) 内線 5062

短期滞在(スポーツ関係) 内線 5074

(文化関係) 内線 5065

その他 内線 5063

E-mail: mext-nyukoku@mext.go.jp